

2018 年 2 月

債権法改正(1) 詐害行為取消権について

弁護士 柴田義人 / 深田大介

平成 29 年 6 月 2 日に公布された「民法の一部を改正する法律」により、平成32年4月1日から、民法(債権法)について多くの重要な改正が施行されます。本ニュースレターでは、倒産・事業再生の分野に特に大きく関連する4つのテーマを取り上げて法改正のポイントをご紹介します。

第1回のテーマは詐害行為取消権です。詐害行為取消権に関する改正は、平成 16 年に行われた否認権に関連する破産法改正と民法の詐害行為取消権の一貫性を確保することを中心に議論されました。特に、否認権と詐害行為取消権の要件を整合させることが重要なポイントとされています。

1. 平成 16 年破産法改正と詐害行為取消権に関する改正

平成 16 年の破産法改正では、否認権に関する規定が改正され、否認権の成立範囲の明確化が図られました。これは、取引の相手方の予測可能性を確保し、取引に対する萎縮効果を防止することをその趣旨としています。

一方、詐害行為取消権については、民法の制定以後今般の改正まで、大きな改正は行われていません。詐害行為取消権についての定めは簡素であり、解釈の余地が多いため、判例により条文の空白が埋められてきました。しかし、簡素に定められているが故に、資力に不安のある者との取引をする者が、取引時点において、詐害行為取消の対象となる行為か否かを判断することができず、結果的に取引活動を委縮させているとの指摘がありました。現行の規定のままでは、事業再生の途上にある債務者との取引が難しくなるため、事業の再生にも悪影響を及ぼします。

そこで、今回の改正では、平成 16 年の破産法改正の趣旨を債権法にも反映させるべく、詐害行為取消権の要件及び効果を明確化し、かつ、否認権に関する規定と整合させることが意識されました。同じ趣旨で、債権法改正と合わせて破産法も改正されています。

2. 詐害行為取消権と否認権の逆転現象の解消

倒産手続は、債権者間の平等及び債権者に対し可能な限り多くの配当を確保するために国家が準備した制度であり、否認権は全ての債権者の利益のために破産管財人が行使するため、公益的な要請が働く場面におい

て成立します。一方、詐欺行為取消権については、無資力をその要件とするものの、債務者は債権者全体の利益のために当該詐欺行為を取り消すわけではなく、基本的には個別の債権回収の手段として機能します。したがって、否認権の行使が詐欺行為取消権よりも容易であることは立法政策として合理的と考えられます。しかし、実際には、判例の蓄積により、否認権の方がむしろ行使の要件が厳しいという逆転現象が生じていました。

そこで、今回の改正では、このような逆転現象を解消するための改正もなされています。

以上が、詐欺行為取消権に関する法改正の概要です。本概要を理解していただいた上で、以下の個別の改正点についてご確認いただければ、今回の改正への理解が進むものと思われます。

3. 改正民法における詐欺行為取消権の関連条文と改正の主なポイント

改正法	改正の主なポイント
(第 424 条 詐欺行為取消請求) 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者(以下この款において「受益者」という。)がその行為の時ににおいて債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。 2 前項の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しない。 3 債権者は、その債権が第一項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求(以下「詐欺行為取消請求」という。)をすることができる。 4 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐欺行為取消請求をすることができない。	本条は、現 424 条を改めています。 現行法は、被保全債権の発生時期について詐欺行為取消権の要件としては何ら定めを置いていません。判例は、被保全債権が詐欺行為よりも前に生じたものであることを必要としていましたが、一方で詐欺行為後に発生した被保全債権に対する遅延損害金は被保全債権に含まれるとも判示していました。 今回の改正では、詐欺行為前の原因に基づいて詐欺行為後に発生した債権も被保全債権になると定め、判例を包摂しつつ発生時期の要件を整理しました。これは、詐欺行為の前に被保全債権の発生原因があれば、債務者が債権者を害する行為を行わないことへの債権者の期待は保護に値するとの趣旨に基づくものです。 ただし、「前の原因」とはどのような場合を指すかという点については、解釈の余地が残っており、破産法の相殺禁止等の規定の解釈が参考になるほか、今後の裁判例の蓄積により明らかになることが期待されます。
【新設】(第 424 条の 2 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則) 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件の	本条は、改正により新設されました。 現行法は相当価格での財産の処分について、特段の定めを置いていません。判例は、不動産等を消費・隠匿しやすい金銭に換えることは、相当な価格での処分であっても、売却の目的・動

改正法	改正の主なポイント
いずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。 一 その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分(以下この条において「隠匿等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。 二 債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。 三 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。	機が正当なものでない限り、詐害行為となっていました。 一方、破産法では、平成 16 年改正により、財産の相当な価格での処分については 161 条 1 項に規定され、否認の対象行為を限定しています。 今回の改正では、破産法の定めに要件を揃えて、財産の相当価格での処分が詐害行為に当たる場合を限定し、前述の逆転現象のひとつを解消しました。
【新設】(第 424 条の 3 特定の債権者に対する担保の供与等の特則) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。 一 その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第一号において同じ。)の時に行われたものであること。 二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。 2 前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、同項の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。	第 424 条の 3 と第 424 条の 4 も、改正により新設されました。 これら 2 か条では、破産法 160 条 2 項及び 162 条 1 項に合わせて支払不能を要件に取り入れた改正がなされています。すなわち、担保の供与行為及び債務消滅行為について、支払不能の時に行われた行為であり、かつ、債務者と受益者が通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたときには、詐害行為取消請求ができると決めました(424 条の 3)。また、合わせて、債務に比して過大な給付により債務消滅行為がなされた場合(代物弁済の際に生じやすい現象です。)には、過大な部分が取消対象となる旨を明文化しました(424 条の 4)。

改正法	改正の主なポイント
一 その行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われたものであること。 二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。 【新設】(第 424 条の 4 過大な代物弁済等の特則) 債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、第四百二十四条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第一項の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができる。	
【新設】(第 424 条の 5 転得者に対する詐害行為取消請求) 債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。 一 その転得者が受益者から転得した者である場合その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。 二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。	本条も、改正により新設されています。 現行法は、転得者に対する詐害行為取消権について明文の規定を欠いています。しかし、判例により、債権者を害すべき事実について、受益者が善意でも、転得者が悪意であれば転得者に対する詐害行為取消請求が認められていました。 一方、破産法 170 条では、転得者が転得当時、それぞれの前者に対して否認の理由があることを知っていた時には転得者否認を認めることが規定されており、否認権より詐害行為取消権の対象範囲の方が広がっていました。 今回の改正では、詐害行為取消権についても、受益者やその後の転得者が善意であれば、被告となる転得者が悪意でも、詐害行為取消権は行使できない旨を定め、否認権と要件を合わせました。 なお、現行破産法 170 条 1 項では、転得者が前者の悪意について知っていたこと(二重の悪意)も要件とされていますが、改正後の本条では二重の悪意は要件とされず、現行破産法 170

改正法	改正の主なポイント
	条1項を改正して二重の悪意は要件として不要とすることにより民法と破産法の要件を揃えることになりました。
【新設】(第424条の6 財産の返還又は価額の償還の請求) 債権者は、受益者に対する詐欺行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。 2 債権者は、転得者に対する詐欺行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。	本条も、改正により新設されています。 従来、判例は、詐欺行為を取り消した場合、債権者は、その行為によって受益者に移転した財産の返還(返還が困難であれば価額の償還)を請求できるとしていました。 今回の改正では、この判例法理を明文化し、合わせて、転得者が転得した財産についても返還(返還が困難であれば価額の償還)を請求することができる旨を明示しています。
【新設】(第424条の7 被告及び訴訟告知) 詐欺行為取消請求に係る訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。 一 受益者に対する詐欺行為取消請求に係る訴え 受益者 二 転得者に対する詐欺行為取消請求に係る訴え その詐欺行為取消請求の相手方である転得者 2 債権者は、詐欺行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。	本条も、改正により新設されています。 詐欺行為取消請求につき、判例は、受益者又は転得者を被告とすれば足りると判示しており、今回の改正では、この判例法理を明文化しました。 一方、その効果が債務者に及ぶことを今回の改正で正面から認めたこともあり(425条)、判決の効力が及ぶこととなる債務者に対して適正な手続を保障するため、債権者が詐欺行為取消訴訟を提起したときには遅滞なく債務者に訴訟告知することとしました。
【新設】(第424条の8 詐欺行為の取消しの範囲) 債権者は、詐欺行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。 2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段	本条も、改正により新設されています。 本規定は、①債務者がした行為の目的が可分であるときは債権者の被保全債権の金額の限度においてのみ取り消すことができること、そして、②価額償還の場合に請求できるのは被保全債権額の範囲内に限られることを明文化しました。債務者がした行為の目的が不可分であると

改正法	改正の主なポイント
又は第二項後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。	きは、1 個の行為全部を取り消すことができます。
【新設】(第 424 条の 9 債権者への支払又は引渡し) 債権者は、第四百二十四条の六第一項前段又は第二項前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。 2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。	本条も、改正により新設されています。 判例は、①詐害行為取消権の行使により債務者に返還又は償還すべきこととなる金銭を、債権者が受益者等に対して債権者自身に引き渡すよう請求することができること、そして、②債権者は、債務者が有する債権者が受領した金銭に対する返還請求権を被保全債権と相殺し、事実上の優先弁済を受けることを認めていました。 今回の改正では、この判例法理を明文化しました。
【新設】(第 425 条 認容判決の効力が及ぶ者の範囲) 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。	本条も、改正により新設されています。 判例は、詐害行為を取り消した判決の効力は債務者には及ばないとしていました。しかし、一方で、取消判決により取り戻した財産が金銭の場合は、債権者は債務者に対して当該金銭の返還債務を負い、取り戻した財産が不動産の場合は、当該不動産は債務者の責任財産として、全ての債権者が強制執行できるとしており、判決効が債務者に及ばないとする判例との間には矛盾もありました。 そこで、今回の改正では、認容判決の効力は債務者にも及ぶこと、そして債務者に対して債権を有する債権者全てにその効果が及ぶことを明確にしました。
【新設】(第 425 条の 2 債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)	本条も、改正により新設されています。 判例は、債権者が詐害行為取消権を行使し

改正法	改正の主なポイント
債務者がした財産の処分に関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。	たことにより、受益者から財産の返還又は価額の償還を受けても、受益者は債務者に対して反対給付の返還を求めることができないとしていました。 一方、破産法 168 条 1 項では、詐害行為につき否認権が行使された場合、受益者の破産者に対する反対給付があるときは、受益者はその反対給付の返還又は償還を求めることができ、反対給付が破産財団中に現存しない場合には、その反対給付の価額の償還を財団債権者として請求できることなどが定められています。 今回の改正では、債務者の行為が取り消されたとき、受益者は債務者に反対給付の返還を請求でき、反対給付の返還が困難であるときにはその価額の償還を請求できるとして、破産法の規律に効果をそえました。
【新設】(第 425 条の 3 受益者の債権の回復) 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合(第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。	本条も、改正により新設されています。 現行法では、債務の消滅に関する行為を取り消した場合、受益者の債務者に対する債権が復活する点について明文の定めはありませんが、判例は認めていました。 一方、破産法 169 条は、債権の消滅に関する行為を否認する場合、受益者はその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の破産者に対する債権は原状に復すると定めています。 今回の改正では、判例を明文化することにより、文言上も破産法に合わせることになりました。
【新設】(第 425 条の 4 詐害行為取消請求を受けた転得者の権利) 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産	本条も、改正により新設されています。 詐害行為取消請求が転得者に対して行使された結果、転得者が返還又は価額償還をした場合における転得者の権利について、現行の民法及び破産法は規定を欠いています。 今回の改正では、債務者のした詐害行為が、転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消された場合において、転得者が前者から受け

改正法	改正の主なポイント
を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。 一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐欺行為取消請求によって取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権 二 前条に規定する行為が取り消された場合（第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く。）その行為が受益者に対する詐欺行為取消請求によって取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権	た財産について返還又は価額の償還をしたときには、転得者は、前者に対して行った反対給付の額又は消滅した前者に対する債権の額を限度として、受益者に対する詐欺行為取消請求によって詐欺行為等が取り消されたとした場合に受益者が取得することとなる受益者の債務者に対する反対給付の返還又は価額の償還を求める権利を行使することができ、又は回復すべき債権を行使することができる旨を明文化しました。これに合わせて破産法も改正されています（170条の2、170条の3）。
（第 426 条 詐欺行為取消権の期間の制限） 詐欺行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。	本条は現 426 条を改めています。 現行法は詐欺行為取消権の時効については 2 年、除斥期間は 20 年と定めていましたが、改正により、出訴期間は債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から 2 年又は行為時から 10 年となりました。

以上

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。



弁護士 柴田 義人
yoshihito.shibata@amt-law.com
Tel: 03-6894-1033
Fax: 03-6894-1034
<https://www.amt-law.com/professional/profile/YBS>



弁護士 深田 大介
daisuke.fukada@amt-law.com
Tel: 03-6894-5007
Fax: 03-6894-5008
<https://www.amt-law.com/professional/profile/DAF>

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、frg-newsletter@amt-law.com までご連絡下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins15.html> にてご覧いただけます。